

平成24年9月

議会運営委員会会議録

平成24年9月11日（火曜日）

午後3時24分から

午後3時53分まで

第3委員会室

◎出席委員（7名）

委員長	矢 幡 秀 則 君	副委員長	三 浦 知 里 君
	柴 田 浩 行 君		水 野 正 光 君
	久 世 高 裕 君		吉 田 鋭 夫 君
	稲 垣 民 夫 君		
議 長	山 田 拓 郎 君	副 議 長	上 村 良 一 君

◎欠席委員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	加 藤 正 博 君	議事課長	丹 羽 巧 君
統括主査	舟 橋 きよみ 君		

〈開会 午後3時24分〉

◎委員長（矢幡秀則君） 全員出席ですので、ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

今日は、昨日の一般質問におきまして、副市長の答弁について議長とのやりとりの中で、一応議運のほうで、この案件については協議をお願いするということになりましたので、ここで皆さんで協議をお願いしたいと思います。こちらについては、この資料の中で、ビアンキ議員に対する一般質問の中での副市長の答弁と、今回の発言内容に対する見解と、基本条例制定までの協議の経緯などの資料を配付させていただきました。皆さん、検討しながらご意見を伺いたいと思います。

一番問題なのがこの中に「一定のご配慮があってもよかったのではないか」との副市長の見解について、特に協議していただきたいと思います。まず、委員の皆さんからご意見をお聞きしたいと思います。はい、それでは議長が説明をしたいということですのでお聞きします。

◎議長（山田拓郎君） まず、今回の発言について議事録を出していただき目を通してい

ただきたいのですが。ビアンキ議員の一般質問に対する副市長答弁の議事録が、A4で昨日の答弁そのもののやりとりのものがありますので、その9行目ですね、「その内容についてご提案をいただく機会に恵まれなかった」と断言しておられます。

それから14行目「お決めいただくにあたり、一定のご配慮があってもよかったのではないかと、要するに配慮があってもよかったんじゃないのと。ということは、配慮がなかったと。なかったという前提で配慮があったほうがよかったんじゃないのと、言ってみえるわけですね。この発言について、事実関係が明らかに間違っていると、私がそう判断しましたので、この発言の取り扱いをどうするかというよりも、まずその前に、事実関係についてご確認をいただきたいと思っています。事実関係については、私のほうが用意させていただいた「ビアンキ議員の一般質問に対する副市長答弁」について、こちらA4のものがありますのでそれをちょっとご用意いただきたいと思います。ここには提案いただく機会に恵まれなかったということを書いていませんが、それも含めてお考えいただきたいと思いますので、ちょっと読んでいきます。議会基本条例第9条の制定・運用について、第9条だけではなく全体も含めてですけど、「一定の配慮があってもよかったのではないかと」の副市長の見解について、議会としては、下記の点で市当局に配慮しながら進めてきたので、一定の配慮はしてきたと考えています。それで基本条例の検討過程においては、全協には市当局からオブザーバーで参加いただいておりますので、まず情報の共有は十分図ってきたとこれ、事実です。それから2点目の議会基本条例の検討過程において、市当局からの意見集約の機会は十分保障してきた。これは議会改革推進委員会が議会改革を検討してきたときも、議会だけで一方的に改革を考えていくのではなくて、当局も言いたいことがあるだろうから、当局からも意見集約していこうと、基本条例にも関わらず、全般に対して改革委員会のときにも意見集約してきました。改選後、全協に議会改革の議論が移った後も、とくにこの議会基本条例については、当局からの意見集約の機会を設けています。それに対してすべて当局の意見をのんだと言うわけではありませんけれど、まずその機会を設けてきたことは事実です。具体的には別紙の基本条例制定までの全協での議論についてというところに、別紙にまとめてありますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

○の3つめですが、議会基本条例の制定前に、副市長から実は、確かその時、柴山議員も同席していたと思いますが、直接議長室へお見えになって、岡田副市長から直接意見を伺いました。その時に、今回問題になった第9条第2項の条文について議会基本条例は議会が決めるものなので、議会のほうの側で決めることなので、当初は「市長は・・・しなければなりません。」となっていた条文でしたけれど、これは本来「議会は・・・」という主語に改めるべきではないかというお話もあって、実は、これについては全協で何度も議論をして、若干2転3転した部分もありましたが、最終的には当局の思いも含めて「議会は・・・求めます。」という文言に修正しています。これは、当局から言われたから直したとかそういうことではなくて、本来基本条例のあるべき姿としてどうかという観点で、全協でご議論いただいて、確か、多数決もとって決めさせていただきましたので、きちっとしたプロセスのもとで修正をしたということです。また、第9条の

運用について、こちらについても岡田副市長が直接みえたときに、直接のやり取りですが、議会基本条例が制定されても第9条の運用については、すぐにその条文に沿った政策説明資料は用意できないので、これの取り扱いについてのどう考えるのかというやり取りをさせていただきまして、その時に、当面既存の積算資料を政策説明資料とし、正式には、この第9条に沿った政策説明資料というのは、今後の検討課題ということで市当局とともに検討していくということで、そのとき岡田副市長とも合意の上で進めてきましたので、これについても当局の状況も考慮して進めてきたということです。これは、昨日、午後の一般質問の休憩のときに岡田副市長と話をしまして、この部分についての事実関係は岡田副市長も認めていただいています。ですから、確認済みです。さらに言えば、この点については、こうしたことを踏まえて全協でも政策説明資料はどういう形でやっていくのかということは、当時の全協で確認しておりますので全議員了解の上でこれは進めてきたという経緯があります。

それから、最後の○ですが、本来の第9条の政策説明資料をどうやって作っていくのということについては、本年5月の全協で平成25年度からの運用を目指して第9条に沿った政策説明資料が提示できるようにまずフォーマットを作成していこうということで、全議員の了解も踏まえながら、これは一方的にこちらだけで決めるということではなくて、市当局と議会事務局で協議しながら進めて欲しいということを指示をさせていただいて、市当局からの意見集約や、平成25年度からですから時間的猶予も十分保障した上で進めてきたということが事実としてあります。こうした事実をもってした場合に、副市長の内容についてご提案をいただく機会に恵まれなかったとか、一定の配慮があってもよかったのではないかということについては、少し議会側のこうした取り組みに対して、ちょっと否定的な答弁であったのではないかと、要するに事実を誤認して見える答弁であったのではないかと思っています。なぜここを私が重要視したかといいますのは、こうしたこちらとしては誠意を持って協議をしてきたにも関わらず、結果的に特に第9条については、当局の意向も踏まえたかたちにしたにも関わらず、後日こういう形で言い方は悪いですけど「けつをまくられる」ということになるとこれから当局と議会と様々な協議をしていくなかで、議会側の重みというものが、非常に軽く取り扱われていくのではないかなということを非常に強く懸念をいたしましたので、この部分についての発言を問題視したということが最大の理由です。この発言の取り扱いについては、私が今申し上げたことを踏まえながら、議運の皆さんの議論のなかに若干委ねて判断を仰ぎたいと思いますので、後は委員長の取り回しにお願いしたいと思います。以上です。

◎**委員長(矢幡秀則君)** ただいま、議長から説明がありましたけれども、これに対する昨日の副市長の答弁の内容についても、皆さん、どう思われるか意見をいただきたいと思っています。はい、稲垣委員。

◎**(稲垣民雄君)** 具体的に、そういう事実が確認できたという現状を踏まえますと、副市長も思い違いをしてみえたというか、議場というところで冷静な判断ができなかったというか、事実と異なる部分があるので発言の訂正を求めるように申し入れをしたらどう

かと、そんなように私は思っています。

◎(水野正光君) 副市長答弁で最初、前段のはビアンキ議員に対する答えという内容ですか。そのようには思えないのですが、ビアンキ議員が具体的に質問した内容が、ちょっと十分に掌握してないのですけども。感じとして質問したことの答えの内容ではないと思いますけど。事実と違うといえますか、ここに書かれているようにやりとりしてきたはずですから、私もこれはちょっとと思うのですけれども。これがビアンキ議員の答えとしてこういうものであればいいですけれどもね。答えと違うことで、ことさら事実違うことをいっては、やはり訂正してもらわないといけないと思います。

◎委員長(矢幡秀則君) 他に何か、ご意見ありませんか。会派で。

◎(柴田浩行君) 我々犬山市民クラブで話し合いました、基本条例が我々しっかりと議論して自ら決めて、その過程で十分調整を図ってきたということは、しっかり我々も理解しています。副市長が我々の捉え方について、まあ感想を述べたのではないのかなと捉えたのですが、ただこうして皆さんの中で引っかかるのでしたら取り下げか、訂正のなかで言い方を改めてもらうのも一つの方法ではないかと考えます。以上です。

◎(三浦知里君) 公明クラブの意見を述べる前に、私個人の意見としては、今回副市長が答弁している途中で、2回も繰り返していわれたことがとても気になりまして、本当はこちらで議事進行をかけないといけなかったと、議長に途中で休憩を取らせたことを逆に申し訳なかったなというふうに思いました。私たち、議会基本条例は一生懸命開化されてきて検討してきたものですし、議員にとって最高規範でありますので、そういったところを私たちもしっかりもっていかなくてはいけないなと思いました。公明クラブとしては、今議長の見解は聞いたのですが、副市長の思いというか、先ほど稲垣委員がおっしゃったように議場の中では冷静ではなかったとおっしゃいますが、多分答弁書はもって見えませんでしたので、確信して答えられた言葉だと思うのですね。本当にどういう思いで言われたのかを確認しながら、やはり何らかの見解というのか答弁のし直しは、してもらいたいと思っています。以上です。

◎委員長(矢幡秀則君) 今ですね、清風会、公明クラブ、共産党、犬山市民クラブの皆さんの意見は、どちらかという発言の訂正を申し出たほうがいいのかという意見が多いと思いますけれど、どうでしょう、この件について発言の訂正を申し出たほうがよろしいでしょうか。はい、稲垣委員。

◎(稲垣民雄君) 認識がちょっと違うものですから。三浦副委員長が言われたように確信的に向こう側のメッセージでしょう。2回発せられていますから、自分もそれに関わってそういうことが決まっているものですから見過ごせないと思いますね。

◎(水野正光君) もし、どうしてもこういう気持ちがあるとするれば、反問権という言葉は使わなかったですが、それに準ずることを決めていますから、もしそれであるなら、そういう形でいってもらわないと、議員の答弁にかみ合っていないから、訂正と言うことで。どうしても訂正出来ないのならそういう処置もあるということです。

◎委員長(矢幡秀則君) はい、わかりました。それでは、訂正の申し入れはいたしますけれど、訂正のなかで、「その内容についてご提案をいただく機会に恵まれなかったこと

は少々残念に思っているところでございます。」と「それらをお決めいただくにあたり、一定のご配慮があってもよかったのではないかと、思っているところでございます。」というの二つ文書があるのですけれど、両方でよろしいですか。

◎(稲垣民夫君) 少々、残念に思っているのは感情ですけれども、その前に議長が言われたように「恵まれなかった」という断定していることに関して、「それは違いますよ」ということを指摘しなくてはいかんと思います。

◎委員長(矢幡秀則君) 少々残念というのは、本人の思いだからね。

◎(稲垣民夫君) そうです、ここは前段のあつてのことですから、前段の間違いをどう思っているのか。

◎委員長(矢幡秀則君) 暫時休憩いたします。

〈休憩 15:42〉

〈再開 15:44〉

◎委員長(矢幡秀則君) 再開いたします。

それでは、今、色々な意見がでましたけれども、訂正の方法について事務局、もう一度先ほどの説明をお願いします。

◎議事課長(丹羽巧君) 訂正ですと、活かしたような形の訂正ですと、この会議録は、この文書を残し、訂正があったところに「何ページに訂正あり」というのをここにに入れて、本会議中に訂正をしてもらうような形をとります。取り下げにする場合は、本当に、そのまま会議録から抹消するという方法もあるかと思えます。

◎委員長(矢幡秀則君) はい、暫時休憩します。

〈休憩 15:45〉

〈再開 15:51〉

◎委員長(矢幡秀則君) では、再開します。

よろしいでしょうか。「その内容についてご提案いただく機会に恵まれなかったこと」と「それらをお決めいただくにあたり、一定のご配慮があってもよかったのではないか」の、この二行でございませぬ。それでは、こちらについて、資料に若干文言を加えて、副市長のほうに持っていき、発言の「訂正」または「削除」ということで申し入れをしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

◎委員長(矢幡秀則君) それから、今日はやりませんが議運で出ていることが3点ほど議員の方から提案があるとのことですので、後日あらためて協議したいと思えます。時間がかかるようですので、内容については、一般質問の通告制の問題についてだとか、議場内での色々な問題だとか私のほうに入っておりますので、皆さんとお話しながら進めていきたいと思えます。よろしいですか。

(「はい」の声)

◎委員長(矢幡秀則君) それでは、これをもって、議会運営委員会を閉じます。おつかれさまでした。

〈閉会 : 15:53〉